

## 熊本城周遊バス運行車両・充電設備の仕様について

この仕様書は、熊本城周遊バス（以下、「しろめぐりん」という。）の運行に使用する小型電気自動車バス（以下、「EV 車両」という。）と充電設備の構造、性能及び機能について定める。

### 1. 一般事項

- (1) ノンステップバス認定車両であること。
- (2) EV 車両・充電設備ともに新品（未使用品）での導入に限る。中古品は認めない。
- (3) EV 車両の製作、各部に使用する材料・部品などについては、特に指定するもの以外は、JIS 規格または製造元の規格に適合する新品を使用すること。
- (4) 本仕様書に記載のないものについても、技術上又は機能上当然必要と思われるものについては、これを省略してはならない。
- (5) 疑義及び仕様不明点については、本市担当者と綿密な打合せを行うこと。

### 2. 台数

EV 車両 1 台  
充電設備 1 台

### 3. 契約形態 リース契約

### 4. 契約期間 令和9年（2027年）2月1日～令和14年（2032年）1月31日 （60か月）

### 5. 納入場所

住所：熊本県熊本市西区上代4丁目13番34号  
九州産交バス株式会社 本社

### 6. 納入期限

令和9年（2027年）2月

※具体的な日程は九州産交バス株式会社と協議の上、決定する。

## 7. EV 車両詳細仕様及び付属品

### ●概要

しろめぐりんの運行車両の老朽化に伴い、EV 車両の導入を行う。EV 車両導入に関する費用、別途定める期間中の点検及び整備に関する費用等を、リースにて提供するもの。

### ●リース契約に含まれるもの

	項目	内容
①	EV 車両	EV 車両：1 台（以下、【基本仕様】参照）の準備及び設置施設への輸送に関する費用
②	付属品等	しろめぐりん運行に必要な付属品等費用（付属品の仕様については【別紙 1】参照）
③	ラッピング費用（全面）	具体的なラッピングデザインは市と協議の上、決定する。
④	補助金申請	当該車両の導入に活用可能な補助金の申請・報告業務
⑤	保守メンテナンス業務	リース全期間、別に定める EV 車両の車検ほか保守サービス業務（以下、【メンテナンス業務】参照）
⑥	諸費用	リース全期間の登録諸係費用・自動車税・重量税・自賠責保険料

### ●基本仕様

項目	内容	備考
車長×車幅×車高 （参考値）	6,990 mm 程度×2,000 mm 程度 ×3,000 mm 程度	
客室空間（ドア数）	2 ドア	
乗車定員	36 人	
バッテリー容量	140kw 程度	
モーター駆動方式	リア駆動	
モーター種類	永久磁石同期モーター	
モーター最大出力	140kW 程度	
航続距離	200km 以上	

※運賃箱、タッチ決済機器（IC データボックス）、バスロケーションシステム機器、デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーは本市で準備するため、不要。

●メンテナンス業務

内容	時期
継続車検整備	必要な時期
法定点検整備	必要な時期
故障修理	必要な時期
一般消耗部品交換	必要な時期
補機バッテリー交換	必要回数 駆動用バッテリーの交換は除く
タイヤ交換	必要本数
パンク修理	必要な時期

8. 充電設備の詳細仕様

●概要

しろめぐりん EV 車両の運行を予定している九州産交バス株式会社（以下、「運行事業者」という）のバス営業所（以下、「対象施設」という。）に設置するEV充電設備（以下、「充電設備」という。）及び設置工事及び付帯工事（以下、「設置工事」という。）を、別途定める期間中、リースにて提供するもの。

●リース契約に含まれるもの

	項目	内容
⑦	充電設備	EV車両用急速充電器：1台（【充電設備の基本仕様】参照）及び設置施設への輸送に関する費用
⑧	設置工事	充電設備の導入・運用に必要な基礎工事、充電設備設置・配線工事及び付帯工事（充電設備の設置工事仕様については【別紙2】参照）
⑨	電力供給工事及び工事負担金	運行事業者が設置個所（需要地）にて契約している電力とは別に、充電設備（急速充電器）専用の電力供給を行う工事 また、本工事により電力会社に支払う工事負担金
⑩	補助金申請	当該充電設備の導入に活用可能な補助金の申請・報告業務（補助金は落札者の責任において実施すること）
⑪	保守メンテナンス業務	リース期間中、別に定める充電設備の年次点検ほか保守サービス業務（充電設備の保守サービス業務仕様については【別紙3】参照）
⑫	諸費用	固定資産税、動産総合保険の保険料

※充電スペース整備に関する費用（アスファルト舗装、ライン引き、路面表示、屋

根等)、契約(リース)満了時の充電設備の撤去及び原状回復に関する費用はリース契約に含まないものとする。

●対象施設

住所：熊本県熊本市西区上代4丁目13番34号

施設名：九州産交バス株式会社 本社

●充電設備の基本仕様

別途導入するEVバスに充電可能な出力50kW急速充電器で以下を満足する機種とする。

- ① CHAdeMO 認証を有すること (CHAdeMO 2.0)
- ② 【7. EV 車両詳細仕様及び付属品】のEV車両へ確実に充電可能なことが証明できるもの(実績等)
- ③ 電力会社の契約メニューのうち低圧契約にて運用可能であること
- ④ 充電操作や充電状況の表示を行うカラーのタッチパネルを有すること
- ⑤ 公共財団法人 日本自動車輸送技術協会(JATA)が公募する「令和7年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造以降推進対策費補助金(商用車当の電動化促進事業(タクシー・バス))」事業に適用可能な補助対象機種であること(※1)
- ⑥ 充電出力が変更可能であること(※2)

※1) 以下のサイトに登録されている機種が対象

URL : [https://ataj.or.jp/subsidy/efv-f\\_taxibus\\_r7/](https://ataj.or.jp/subsidy/efv-f_taxibus_r7/)

※2) メーカーメンテナンス機能等により変更できるものも含まれます。

項目	内容	備考
種類	急速充電器	
充電出力	50kW	
充電規格	CHAdeMO Ver 2.0	
プラグ (充電口数)	1プラグ	
定格入力電圧	三相3線式AC200V (±15%、50/60Hz)	
力率	95%以上	
出力電圧	DC150~450V	
出力電流	DC0~125A	

保護構造	I P 4 4	
使用場所	屋内外、標高1, 0 0 0 m 以下	
周囲温度／湿度	-1 0℃～4 0℃／ ～9 0%	
効率	9 0%以上	
外形寸法 (参考値)	高さ1 6 0 0 mm 程度×幅7 0 0 mm 程度× 奥行4 0 0 mm 程度 (突起部含まず)	
重量 (参考値)	3 5 0 kg 程度	
充電ケーブル長	6メートル程度	※3

※3) 充電ケーブルには保護剤 (スパイラル) を施し納入すること

## 9.保守体制

- ・納入車両の法定点検、車検及び突発的な故障修理を迅速に実施するため、熊本市内に EV バスの整備が可能な設備及び技術者を備えた拠点があること。
- ・充電設備の突発的な故障修理を迅速に実施するために、熊本市内に充電設備の修理に必要な設備及び技術者を備えた拠点があること。

## 10.その他

### ●共通

- ・落札者は落札後、現地調査などを実施のうえ、速やかに EV 車両と充電設備の納品までの計画書 (EV 車両の仕様、EV 車両の納品スケジュール、充電設備の仕様、工事方法を記載した図面、工事スケジュール等)、他契約に必要な資料を市に提出し、市の承諾を得るもの。
- ・上記書類を確認後、契約書の締結をすすめるもの。
- ・落札者は、商用車等の電動促進化事業補助金 (タクシー・バス) など、本事業に適用可能な国の補助金等を活用し、安価なリース料での提供に努めること。ただし補助金の活用は落札者の責任において実施し、市はその責任を一切負わないものとする。
- ・EV 車両、充電設備は 5 年間リースアップ後、落札者へ返却する。6 年日以降の再リースについて市と協議の上、決定する。
- ・EV 車両及び充電設備使用中不具合が生じた場合に備え、落札者は本市に対して連絡先を明確に提示すること。

## ●EV 車両

- ・ラッピングは全面とする。具体的なラッピングデザインは契約締結後、市と協議の上、決定する。
- ・納車に際しては、熊本市の検査を受けた後指定の場所に納車するものとする。
- ・納車時には、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証の写しを一部提出すること。

## ●充電設備

- ・充電設備の設置については、落札者側の責任で設置工事を実施すること。
- ・設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に市および運行事業者と協議を行うものとする。
- ・充電設備への電力線の接続は落札者側の責任で実施すること。
- ・充電設備の導入等に必要な各種手続きに要する費用は、落札者の負担とする。
- ・落札者は、その業務遂行により建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合、その損害を賠償する義務を負う。